

東郷町地域強靱化計画

— 概要版 —

◎ 地域強靱化計画とは

1 計画の策定趣旨

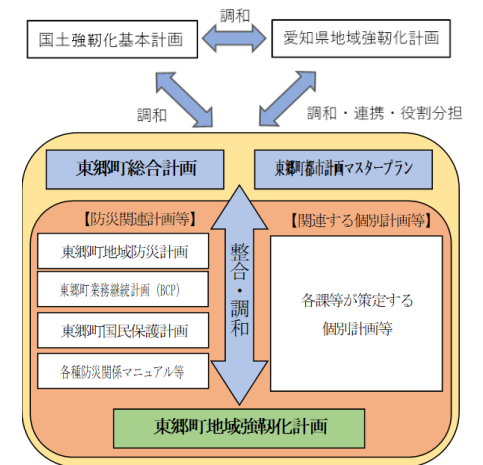
平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、翌年 6 月に国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

東郷町地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭に置いた上で、大規模自然災害等が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるために、国全体の国土強靱化政策や愛知県の地域強靱化計画との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。

2 計画の位置付け

○ 本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画との調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図ります。

○ 「東郷町総合計画」及び「東郷町都市計画マスタープラン」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から「東郷町地域防災計画」、「東郷町業務継続計画（BCP）」など、本町における様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地区における火災による多数の死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 台風や集中豪雨による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害等発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害等発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害等発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道等の長期間に渡る機能停止
	6-3 下水道施設等の長期間に渡る機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常温水等による用水の供給の途絶
	6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
	7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害等発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

◎ 基本目標

基本計画及び愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標としました。

- I 町民の生命を最大限に守る。
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- III 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- IV 迅速な復旧復興を可能とする。

◎ 留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえ、以下の事項に留意しながら取り組みます。

- 本町の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組を推進
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫
- 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
- 女性、高齢者、子ども、障がいのある方、外国人等への配慮

◎ 想定するリスク

本町に被害が生じる、以下の災害を想定し、これによる甚大な被害を防ぐために、本町の強靱化を推進します。

地震

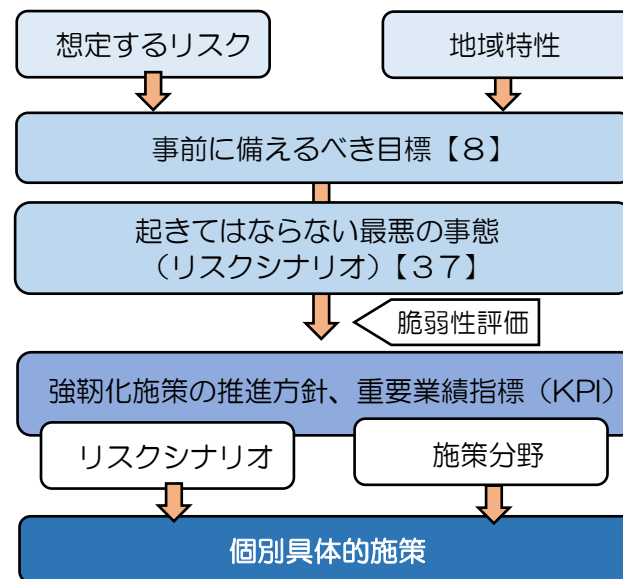
風水害（豪雨、暴風、竜巻）

土砂災害

異常湧水

◎ 強靱化施策の基本的な考え方

- 想定するリスクと地域特性を踏まえ、本町を強靱化するために必要な事項を明らかにするため、8の「事前に備えるべき目標」を設定し、各目標を達成するために検討すべき課題として、37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。
- これをもとに、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行い、その結果に基づき、強靱化施策の推進方針、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握のための重要業績指標（KPI）を定めました。



◎ 計画の見直しについて

- 本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化により新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、推進すべき施策を中心に適宜、本計画を見直すこととします。
- さらに、見直しに当たっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図ります。